

国立大学法人小樽商科大学国内研究員受入規程

(平成17年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における国内研究員の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「国内研究員」とは、国立大学法人及び独立行政法人高等専門学校機構（以下「派遣機関」という。）において、勤務場所を離れてその専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的として本学に受入れる研究員をいう。

(資格)

第3条 国内研究員になることのできる者は、派遣機関の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）及び助教とする。ただし、教授については、教育研究上特に必要がある場合に限るものとする。

(受入れの許可)

第4条 国内研究員の受入れは、派遣機関の長からの申し出に基づき、本学の教育及び研究に支障がない場合に限り、学部教授会又はアントレプレナーシップ専攻会議の議を経て、学長が許可する。

2 前項の申し出に際しては、国内研究員受入依頼書（別紙様式第1号）を提出しなければならない。

3 学長は、国内研究員の受入れを許可した場合は、速やかに派遣機関の長に通知するものとする。

(研究期間)

第5条 国内研究員の研究期間は、6か月以上10か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、この期間を延長し、または短縮することができる。

(研究方法)

第6条 国内研究員は、研究開始の日までに本学に到着し、指導教授等の指導のもとに、本学の施設及び設備を利用して研究に従事するものとする。

(研究料)

第7条 派遣機関の長は、受入れを許可されたときは、研究開始の前日までに、別に定める研究料を本学の指定する口座に支払うものとする。

2 前項に規定する期間内に、その研究料を納付しないときは、受入れの許可を取り消すことがある。

3 既納の研究料は返還しない。

4 日割り計算は行わないものとする。

(研究の中断)

第8条 派遣機関の長は、国内研究員が研究期間中に、研究を中断するときは、その理由を付して、事前に学長に申し出なければならない。

(研究の中止)

第9条 派遣機関の長は、国内研究員の研究期間中において、研究の中止を必要と認めた場合には、事前に学長に申し出なければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、国内研究員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。